



Q 単位価格の算出方法は？



A 算出方法は、下記のとおりです。

■単位価格の算出方法

$$\text{単位価格} = \frac{\text{販売価格}}{\text{内容量}} \text{ (有効数字3桁[4桁目を四捨五入])} \times \text{基準単分量}$$

算出例

例1 プレスハム

販売価格 160円
内容量 235グラム
基準単分量 100グラム

$$160 \div 235 = 0.6808$$

$$0.681 \times 100 = 68.1$$

店頭表示例

品名: プレスハム		
100gあたり	内容量	販売価格
68.1円	235g	160円

例2 ××調味料

販売価格 123円
内容量 55グラム
基準単分量 10グラム

$$123 \div 55 = 2.236$$

$$2.24 \times 10 = 22.4$$

品名: ××調味料		
10gあたり	内容量	販売価格
22.4円	55g	123円



Q 単位価格の表示方法は？



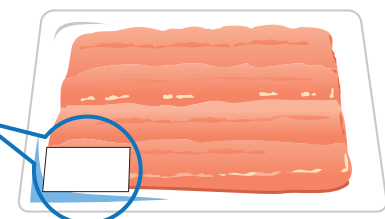
A 表示方法は、消費者が誤認又は誤解するおそれがなく、かつ見やすい場所及び方法により、次の3つの方法のいずれかにより表示してください。

なお、表示に用いるラベルカード及び一覧表等の材質、形式及びサイズ等については、事業者が自ら決定してください。

(1) 商品ごとに印刷し、押印し、又はラベルをちよう付する方法

●表示例

商品名	〇〇ベーコン
100gあたり	452円
内容量	400g
販売価格	1,808円
原材料名:	□□□、□□、□□□□、□□□
賞味期限:	□□.□□.□□
保存方法:	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
製造者:	□□□□□□□□□□□□



(2) 商品の種類ごとにカード等により表示する方法

●表示例

商品名	□□□□□□□□□□□□	
100gあたり	内容量	販売価格
112円	225g	252円

商品名	□□□□□□□□□□	
100mlあたり	83.3円	
内容量	240ml	
販売価格	200円	

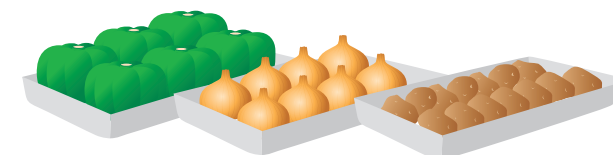
(3) 商品をまとめて一覧表にして表示する方法

●表示例

商品名	10gあたり	内容量	販売価格
A調味料	13.1円	42g	55円
	10.5円	155g	162円
B調味料	15.3円	95g	145円
	13.3円	135g	180円
C調味料	14.4円	125g	180円

(注意点)

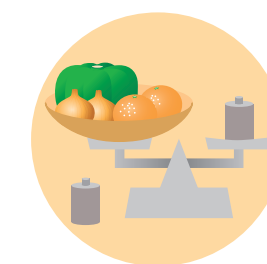
- ・包装商品の場合は、容器代を含めた価格を表示してください。
- ・(2)・(3)の方法により表示を行う場合には、商品パッケージに印刷・表記してある内容量・販売価格に相違がないか確認してください。



愛媛県単位価格表示基準についての問合せ先

連絡先	電話番号
愛媛県県民環境部管理局県民生活課	089-912-2300
東予地方局総務企画部総務県民課	0897-56-1300(代表)
中予地方局総務企画部総務県民課	089-941-1111(代表)
南予地方局総務企画部総務県民課	0895-22-5211(代表)

このパンフレットに記載している内容は、平成23年11月現在の情報です。
作成: 愛媛県県民環境部管理局県民生活課



愛媛県単位価格表示制度の改正について

平成23年11月18日より
「単位価格表示の基準」を一部改正しました。

愛媛県では、消費者の自主的・合理的な商品選択の機会を確保するために、昭和53年に「愛媛県商品表示基準」を制定し、その後、平成12年改正により31品目(加工食品26品目・生鮮食品5品目)の指定商品について、売り場面積300㎡以上の小売店に対して、基準量あたりの単位価格を表示することを義務付けております。

この度、社会環境や消費者の意識変化に伴う見直しを行い、「愛媛県単位価格表示基準」と表題を改め、加工食品3品目(かんめん、即席カレー、炭酸飲料)の削除、生鮮食品2品目(まぐろ、さけ)の追加のほか、生鮮食品において内容量の違いにかかわらず、均一価格で販売する場合を、適用除外とする改正を行いました。



追加された「まぐろ」、「さけ」の単位価格表示については、平成24年2月1日から施行されます。





Q 「愛媛県単位価格表示基準」ってなんですか？



A 「愛媛県単位価格表示基準」とは、売場面積が300㎡以上の小売店(生協店舗・農協店舗を含む)に対して、**指定する30品目**(加工食品23品目、生鮮食品7品目)の商品については、**品名、基準単位量及び単位価格、内容量、販売価格**を表示するよう**義務付け**ているものです。(指定品目の品名・基準単位量は、右ページに一覧表があります。)

○ 指定品目は、消費者や事業者に対し行った意向調査や県内店舗の表示状況の実態調査を行った結果を反映し、決定しています。



Q なぜ、「単位価格表示」が必要なのですか？



A 消費者・事業者の両方にメリットがあるからです。

消費者のメリット

商品を購入する際、異なる販売量目間、ブランド間、あるいは店舗間の価格が比較でき、合理的な商品選択が可能となります。



事業者のメリット

過剰包装の防止や適正計量の徹底のほか、消費者に目を向けたコンプライアンス経営の推進により、消費者との相互理解の促進につながります。



Q 表示しなければいけない内容は？



A 下記のことを**必ず**記載してください。

区分	表示事項
(1)消費者の面前において内容量を計量したうえ、商品を販売する場合	ア 品名 イ 基準単位量及び単位価格
(2)(1)以外の方法により商品を販売する場合	ア 品名 イ 基準単位量及び単位価格 ウ 内容量 エ 販売価格



Q 表示しなければいけない品目は？

A 加工食品23品目・生鮮食品7品目です。



「愛媛県単位価格表示基準」指定品目一覧

区分	表示事項
(加工食品)	
1 ベーコン	100グラム
2 ハム	100グラム
3 ソーセージ	100グラム
4 粉ミルク	100グラム
5 インスタント粉末クリーム	10グラム
6 チーズ	100グラム
7 マカロニ	100グラム
8 スパゲッティ	100グラム
9 ソース	100ミリリットル
10 ケチャップ	100グラム
11 マヨネーズ	100グラム
12 食酢	100ミリリットル
13 化学調味料	10グラム
14 ドレッシング	100ミリリットル
15 インスタントコーヒー	10グラム
16 インスタントココア	10グラム
17 紅茶	10グラム
18 果実飲料	100ミリリットル
19 食用油	100グラム
20 砂糖	100グラム
21 はちみつ	100グラム
22 ジヤム	100グラム
23 小麦粉	100グラム
(生鮮食品)	
1 みかん	100グラム
2 ばれいしょ	100グラム
3 玉ねぎ	100グラム
4 かぼちゃ	100グラム
5 精肉	100グラム
6 まぐろ※	100グラム
7 さけ※	100グラム



備考

- 製造業者又は輸入業者が内容量をグラム又はミリリットルで表示している商品に係る基準単位量については、右欄中「グラム」とあるのは「ミリリットル」と、「ミリリットル」とあるのは「グラム」と読み替えるものとします。
- 基準単位量以下の内容量で販売する商品については、当該商品に係る基準単位量を10で除して得たものを基準単位量とします。
- 基準単位量の10倍以上の内容量で販売する商品については、当該商品に係る基準単位量に10を乗じて得たものを基準単位量とします。
- 「まぐろ」、「さけ」の単位価格表示については、平成24年2月1日から施行されます。



Q 表示対象品目は？



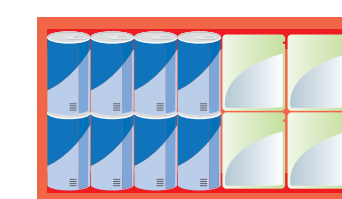
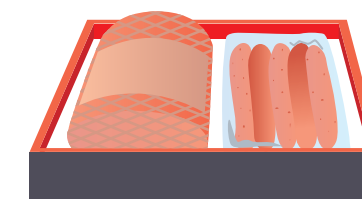
A 表示対象品目は、

ア 単位価格を表示すべき品目は、消費生活に密着し、消費者が日常ひんばんに購入するものの中から、特にブランドが多種類あり、また同一メーカー商品であっても、その内容量が不統一で価格の比較判別が困難な商品とし、左ページの別表に掲げる**30品目**とします。
なお、別表に掲げた品目以外についても自主的に単位価格表示をすることが望まれます。

イ 表示対象品目については、原則として販売している全てのブランド、全てのサイズのものについて単位価格表示をするものとし、それが消費者の面前で内容量を計量したうえ、販売する場合(面前計量)の商品であるが、事前包装商品であるかを問いません。

ただし、下記については、表示対象外です。

ウ 『**詰合せ品**』については、**表示対象品目から除かれます**。
例えば、『ハム』、『ソーセージ』等の詰合せや『化学調味料』の『缶入り』、『袋入り』が箱等に詰められている場合は、いずれも**対象外**とします。



エ 生鮮食品のうち、内容量の違いにかかわらず**均一価格で販売される商品**についても、**表示対象品目から除かれます**。

例えば、『みかん』や『ばれいしょ』など、大きさや個数が異なるものの『〇〇円均一』、『一山いくら』などと均一価格により販売される場合は、**いずれも対象外**とします。



*平成23年11月18日から、「かんめん」、「即席カレー」、「炭酸飲料」は「愛媛県単位価格表示基準」の指定から**削除**しました。